

消防団情報館 掲載情報

令和7年4月1日現在

都道府県名	福岡県		所在地	〒	838-0198										
市区町村名	小郡市			福岡県小郡市小郡255番地1											
消防団名	小郡市消防団														
消防団事務所管	福岡県小郡市 経営政策部 防災安全課 消防・安全係														
電話番号（直通）	0942-73-9109			FAX	0942-73-4466										
分団数	8	分団	定員	255	名	機能別団員数	一 名								
			実員	238	名	女性団員数	10 名								
メールアドレス	shobo@city.ogori.lg.jp														
ホームページURL	https://shobo.ogori.net/														
SNSアカウント	なし														

■活動状況（平時・災害時）

平 時	【施設点検】
	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両・消防設備等の点検 ・消火栓や防火水槽等の消防水利の点検
	【火災予防啓発】
	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動に伴う広報パレード、啓発活動・・・春季：3月1日～3月7日 ・秋季：11月9日～11月15日 ・年末特別警戒活動（年末夜警）・・・12月29日、30日
	【訓練・式典等、主な年間行事】
	<ul style="list-style-type: none"> ・入退団式（4月） ・第1回教養訓練（4月） ・小郡市水防訓練（5月） ・小郡市消防団ポンプ操法大会（2年に一度開催：訓練6月、偶数年7月） ・夏季教養訓練（2年に一度開催：奇数年7月） ・福岡県消防操法大会（4年に1度出場：訓練8月、大会9月） ・小郡・大刀洗地域防災訓練（2年に1度：秋ごろ） ・第2回教養訓練（各分団地域防火訓練）（11月中旬） ・第3回教養訓練（出初式予行訓練）（12月） ・夜間実践防ぎよ訓練（3月）
	【普通救命講習・指導】
	<ul style="list-style-type: none"> ・普通救命講習の受講 ・消防署の協力要請等により、指導資格を所持している団員が指導員として、講習をサポート
	※上記のほか、各分団で地域での訓練、イベントへの協力等を行っています。
災害時	【消化活動】
	令和6年度の火災出動状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・出動回数：13回（うち建物火災4回） ・出動人員：延べ560人
	【災害対応】
	豪雨・土砂災害・地震等の災害時に、水防活動や被災地支援を行います。
	＜過去の主な事例＞
	<ul style="list-style-type: none"> ・宝満川堤防に土のう積み（令和3年8月の長雨） ・救助活動や冠水道路通行止処置（令和2年7月豪雨・令和元年7月豪雨） ・積み土のう工法（平成30年7月豪雨） ・被災地への炊き出し支援（平成28年熊本地震）

■消防団への入団条件・方法、入団の促進・PR等

入団条件 ・ 方法	【入団条件】 18歳以上で小都市内に居住、勤務または通学しているかた。心身ともに健康なかた。 【方法】 分団を通じて、入団届を提出
-----------------	--

■機関誌「日本消防」への掲載状況（過去5年以内に掲載されたもの）

掲載 状況	なし
----------	----

■その他の活動情報、取り組み等（年間行事、活動写真、入団の促進、PR等がありましたら自由に記載してください。）

地域の仲間づくりも兼ねて、消防団活動に参加しませんか？

火災・災害時以外の訓練・活動は、土日・祝日または、仕事が終わってから実施されることがほとんどです。当然、都合がつかない場合もありますので、全員が全ての活動に参加できるわけではありません。団員同士でサポートしながら活動を行っています。

火災に備え各種訓練を行っています。
写真は夜間実践防ぎよ訓練。



女性消防隊による普通救命講習の指導サポート。
団員の中には応急手当普及員の資格者がいます。



水害時は水防団という側面も持ち、毎年、水防訓練を実施しています。



ポンプ操作大会。
県の大会で優勝、全国
でも入賞といった実績があります。

消防団員は普段、自分の仕事に携わりながら、火災の消火活動に限らず台風、洪水、地震といったあらゆる災害時に活動しています。地域においての平常時・非常時を問わず、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っています。全国での消防団員数の減少が叫ばれる中、今後も安定して消防活動を継続していくために、新入団員の獲得が急務となっています。

消防団員が災害活動などの消防団活動を行うときは、地方公務員法に定める「特別職の地方公務員」となります。万が一、消防団活動に従事中、ケガをしたり、病気になってしまったときには、各種補償制度があります。